

保 険 契 約 書 (案)

件 名 学術総合センター共有部分に係る損害（火災等）保険付保

保険代金額 金 円
(内訳)

火災保険 円

賠償責任保険 円

国立大学法人一橋大学（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、学術総合センター共有部分に係る損害（火災等）保険付保（以下「業務」という。）について、上記の保険代金額で、以下の条項により保険契約を締結する。

第 1 条 乙は、別添の仕様書に基づいて保証を行うものとする。

第 2 条 保険期間は、令和 7 年 4 月 1 日午後 4 時から令和 9 年 4 月 1 日午後 4 時までとする。

第 3 条 保険料は、1 回にて支払うものとする。

第 4 条 保険料の請求書は、国立大学法人一橋大学財務部経理課に送付するものとする。

第 5 条 契約保証金は、免除する。

第 6 条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、保険代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する場合又は不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲が、その超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙は、この契約に関して、第 1 項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第 7 条 乙は、この契約の全てを再委託してはならない。

2 乙は、この契約の一部を第三者に再委託しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、その他必要な事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

第 8 条 乙は、この契約の実施に際し、知り得た一切の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

第 9 条 この契約について、甲・乙間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第 10 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由がなく、この契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができるものとする。

第 11 条 この契約についての必要な細目は、発注者が定めた契約事務取扱規則及びこの契約に係る保険証券、保険約款等によるものとする。

第 12 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において、協議して定めるものとする。

第 13 条 この契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するために本契約書を 2 通作成し、発注者・受注者は記名・押印のうち、発注者・受注者双方で各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東京都国立市中二丁目 1 番地
国立大学法人一橋大学
学 長 中 野 聡

受注者